

はつかいち生活支援センター

せいかつど〜かいね〜? サタデー相談

2/20・2/27・3/6・3/13・3/20・3/27

毎週土曜日 10:00~15:00

自立相談支援窓口

個別に
手厚く支援

生活に不安を抱えている時は『ひとりで抱えないで』まずご相談ください。相談支援員が気持ちを受け止め、課題解決に向けて寄り添いながら支援を行います。生活を守る手段の一つである生活保護の利用についても、福祉事務所と緊密に連携して支援します。

生活福祉資金特例貸付

生活費に
困っている

申請期限 令和3年3月31日まで

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により収入の減少があった方

- 〔1〕緊急小口資金(特例貸付)
上限額 20万円以内
 - 〔2〕総合支援資金(特例貸付)
単身世帯 月15万円以内
2人以上 月20万円以内
- 《貸付期間》原則、3ヶ月以内

住居確保給付金

3ヶ月間の
家賃補助

失業等で就労収入が減少し、家賃の支払いが困難な方に家賃を支給します。
※支給額に上限はあります。
《支給期間》3ヶ月(更新あり)

フードバンク

食料品を
無償で提供

経済的に困っており、当面の食べ物があると助かる方に緊急一時的な食料品を、無償で提供します。



新型コロナウイルスの感染拡大により、経済活動に多大な影響が出ています。収入の減少、失業、住まい喪失等の問題に直面し、生活に不安を感じている廿日市市にお住まいの方はご相談ください。

はつかいち生活支援センター(生活困窮者自立相談機関)

電話相談 TEL 0829-20-4080

窓口相談 廿日市市役所本庁1階16番窓口

開設時間:

廿日市市下平良一丁目11番1号 廿日市市役所1階(16番窓口) 生活福祉課内
祝日を除く月~金曜日 9時~17時 ※2/20~3/27の期間は土曜日も臨時開設します。

※はつかいち生活支援センターは、廿日市市からの委託を受けた廿日市市社会福祉協議会による相談窓口です。

あなたのお話を
聞かせてください